


逗子市教育委員会

教育長 大河内 誠 殿

令和4年8月26日 保護者 

令和4年8月22日 4逗教学発第123号 文書に対する返答

私どもは答申に対する所見のなかで、令和3年8月30日に行われた、①市長定例記者会見での説明報告及び②いじめ問題調査委員会へ諮問を行うにあたり、設置者の所見事項が大きく改ざんされた調査報告について、公表したうえ【検証】を求めています。

4逗教学初第123号【別添資料①について】

当日の説明の中で「(決済前の)仮のものとお伝えしたものとありますが、これは事実と異なります。伝えられたものではなく、私が欠席日数の間違いについて叱責した際、言い訳のフレーズとして発せられた一言であり、私どもに重大事項を伝えることを目的に、自発的に発言された言葉ではありません。訂正してください。

また「調査委員会において当該小学校と教育委員会の対応を調査審議する際には問題がなかったと判断した」とあります。

しかしながら、答申に盛り込みを求めている保護者要望①～⑤、また別添資料②及び③は、別添資料⑤を基に取りまとめたうえ別添資料④については、別添資料⑤を基に意見を述べています。仮に別添資料①を基にした場合、別添資料②～④で述べた、私どもの意見及び観点が大きく変わった可能性があることは、誰も否定することは出来ないことであり、調査審議する際に問題がなかったかどうかを判断するのは、別添資料⑤を基に、調査要望及び被害者としての意見を取りまとめてきた、私どもであり調査委員会の判断ではないと考えます。

別添資料⑤から、内容が書き換えられたことは事実であり、私どもに報告なく別添資料①とされ、学校及び逗子市教育委員会の対応について、調査の基とされた、これについて私どもの観点からは別添資料①は改ざんされた調査報告としか捉えることが出来ません。

将来、別添資料⑤の内容が大きく書き換えられることを、私どもが認識していたと仮定しても、完成した調査報告とされた別添資料①を私どもに示さずに審議を行ったことは、私どもの要望が盛り込まれていることから、審議内容の根幹が大きく変わ

った可能性も有り得たことであり、事後報告で済まされる程度の問題とは、次元が異なる問題であると考えます。

令和3年3月26日に行われた、調査報告時において、未定稿の報告書として示したかどうかについては「言った、聞いていない」の水掛け論であり、このような低レベルの議論を教育委員会と行っていること事態に疑問を感じざるを得ません。

「仮の報告書」この一言で「未定稿の報告書である旨を報告した」と認識されていること、また同日、未定稿とされる別添資料⑤を基に最終とされる調査報告を行い、最終調査報告書として、私どもに別添資料⑤を手交し、それを基に私どもは別添資料

②、令和3年4月26日 保護者所見を提出している事は事実であります。遅くとも、この時点で別添資料⑤は未定稿の報告書であり、将来、内容が書き換えられる旨、私どもに説明報告を行うのが、然るべき対応であったと考えます。

また調査委員会へ諮問した、令和3年12月13日までの間、完成したとされる別添資料①を基に私どもに対し、改めて調査報告を行う時間は十二分にあったなか、調査報告を怠り、調査委員会へ諮問するにあたり別添資料⑤を改め別添資料①としたことは、公文の不適正な取り扱いであると考えます。誰がどのような段階を踏んで意思決定を行い、内容を書き換え別添資料①とし、私どもにその内容を示さずに調査資料としたのかは、明確にしなければならない問題であると考えます。

4 逗教学初第 123 号【いじめ防止基本方針策定の時期について】

①に関しまして、いわば市民の代表として話を聞いている記者の方々に対し、きちんとした説明及び報告を行うことが、いかに大事であるのかを理解したうえで、教育長としての意見を、述べられていますでしょうか。

教育民生常任委員会での答弁同様、以下を策定理由として、各社記者に説明報告を行った際、私どもに何か不都合が生じますでしょうか。

「いじめ重大事態に該当するであろういじめを受けた児童の保護者からの要望があり、策定に至った」

いじめ事案において、個別案件の詳細を求める記者が逗子市にはいるのですか。

いじめ事案の詳細を、公の会見の場で求める記者がいますか。仮に質問があったとしても、詳細な返答を控えれば済む話ではありませんか。

重大事態事案の対応にあたり策定したとの説明は、逆にそちら側に不都合であり、個別案件の詳細に話が及ぶ可能性があるなどと、教育長として、あり得ない理由を述べないでいただけませんか。

各社記者に向け、令和3年8月30日に行った説明報告に問題が無かったか、改めてきちんとした説明報告を行っていただくことを求めます。

4 逗教学初第 123 号において、①及び②について、教育長としての意見及びお詫びを述べていただきました。それに対し、本文書において、私どもの意見を述べさせていただきます。①及び②につきましては、市政に関わる疑念を抱かせた重要事項であります。①についてはいわば市民の代表として、話を聞いている記者に対する説明責任を果たしたか、②については前出のとおり、審議内容の根幹が大きく変わった可能性もあり得た事項であります。（書き換えられた内容云々ではなく、別添資料⑤が別添資料①へ改められた過程の検証を求めます）

以下、質問及び確認事項も踏まえたうえ、関与した職員の個々の対応については、教育委員、教育民生常任委員等、第三者的な立場の意見を交え、しっかりした検証及び調査を行い、教育長としての見解を示したうえ、議会、ホームページ、記者会見等を通じ、積極的に説明責任を果たしていただくことを求めます。

以下、①及び②の対応について、質問及び確認事項です。

私どもが疑問を抱いた対応に関して、教育長として明確に語ることを求めます。

(ア) 令和3年3月22日の電話連絡で、3月26日の期日には問題無く最終調査報告書が完成する旨、虚偽報告を行った理由。 ( )様)

(イ) 3月26日 調査報告時、冒頭から自発的に未定稿の調査報告である旨の説明及び報告を行わず別添資料⑤を基に調査報告を行ったうえ、未定稿とされる別添資料⑤を私どもに手交した理由。

(ウ) 返子市教育委員会は3月26日に行われた、当該いじめ事案に関する最終調査報告時、私が欠席日数の間違いを指摘した際、〇〇様が発言した「これは仮の報告書なので」この一言で、私どもに別添資料⑤が未定稿の報告書であり、後に内容が全く違うものになる可能性がある報告書である旨を含め、説明及び報告したという認識である。(〇〇様のメールから)

(エ) 2021年12月14日付「第一回返子市いじめ問題調査委員会について」のメール内容について、令和3年4月26日付文書「〇〇小学校 いじめに関する調査報告に対する所見」で要望いただいている「(A) 返子市立小学校で発生したいじめに関する調査・報告」とありますが、(A)は3月26日に手交された別添資料⑤であることは理解出来ず、ここで示す(A)は別添資料①として、私どもに報告した。

(オ) 調査委員会が審議を行うにあたり、そもそも別添資料⑤があり、それを書き換えたものが別添資料①であり、被害者には別添資料①が渡されていないことを調査委員会は認識していたのか。

(カ) 4 返教学初第 123 号 【いじめ防止基本方針策定の時期について】

私にたいして、事前に行ったとされる確認の主旨とありますが、具体的にどのような主旨、内容であった認識なのか、明確に示してください。

以上、文書にて回答をお願いします。